

議案第 1 号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和5年7月20日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

県立高等学校の学科の設置や学校の再編などについての総合的な計画である第6期県立高等学校編成整備計画(令和4年度～令和13年度)において、那覇商業高等学校定時制課程については、入学希望者が減少していること等により、泊高等学校定時制課程に統合することが定められた。

このことから、那覇商業高等学校定時制課程を廃止する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

(学校等の管理)

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。

この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2 (略)

3 (略)

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

沖縄県立 那覇商業高等学校	那覇市松山		全日制	三年	商業科 情報処理科 国際経済科	を
			定時制	三年以上	商業科	

沖縄県立 那覇商業高等学校	那覇市松山		全日制	三年	商業科 情報処理科 国際経済科	に
------------------	-------	--	-----	----	-----------------------	---

改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正前の沖縄県立高等学校管理規則別表第1に規定する沖縄県立那覇商業高等学校の名称、位置、科、課程、修業年限及び学科については、この規則による改正後の沖縄県立高等学校管理規則別表第1の規定にかかわらず、令和12年3月31日までの間、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	科	課 程	修業年限	学 科
沖縄県立 那覇商業高等学校	那覇市松山		全日制	三年	商業科 情報処理科 国際経済科
			定時制	三年以上	商業科

規則案の概要の説明

部課名 県立学校教育課

1 件名

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

県立高等学校の学科の設置や学校の再編などについての総合的な計画である第6期県立高等学校編成整備計画(令和4年度～令和13年度)において、那覇商業高等学校定時制課程については、入学希望者が減少していること等により、泊高等学校定時制課程に統合することが定められた。

このことから、那覇商業高等学校定時制課程を廃止する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県立那覇商業高等学校の定時制課程を廃止する。(別表第1関係)
- (2) この規則は、令和6年4月1日から施行する。(附則第1項)
- (3) (1)及び(2)にかかわらず、沖縄県立那覇商業高等学校定時制課程は、令和12年3月31日までの間、なお存続する。(附則第2項)

4 根拠法令

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

新旧対照表（第1条関係）

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）新旧対照表																															
改正案	現行																														
<p>第1条～第89条（略）</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、沖縄県立高等学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 (学校の目的) 第2条 学校は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）、その他教育に関する法令に基づき、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。 (名称、位置等) 第3条 学校の名称、位置、科、課程、修業年限及び学科は、別表第1に定めるところによる。 第4条～第89条（略）</p>																														
<p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>科</th> <th>課程</th> <th>修業年限</th> <th>学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄県立那覇商業高等学校</td> <td>那覇市松山</td> <td></td> <td>全日制</td> <td>三年</td> <td>商業科 情報処理科 国際経済科</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	科	課程	修業年限	学科	沖縄県立那覇商業高等学校	那覇市松山		全日制	三年	商業科 情報処理科 国際経済科	<p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>科</th> <th>課程</th> <th>修業年限</th> <th>学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄県立那覇商業高等学校</td> <td>那覇市松山</td> <td></td> <td>全日制</td> <td>三年</td> <td>商業科 情報処理科 国際経済科</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>定時制</td> <td>三年以上</td> <td>商業科</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	科	課程	修業年限	学科	沖縄県立那覇商業高等学校	那覇市松山		全日制	三年	商業科 情報処理科 国際経済科				定時制	三年以上	商業科
名称	位置	科	課程	修業年限	学科																										
沖縄県立那覇商業高等学校	那覇市松山		全日制	三年	商業科 情報処理科 国際経済科																										
名称	位置	科	課程	修業年限	学科																										
沖縄県立那覇商業高等学校	那覇市松山		全日制	三年	商業科 情報処理科 国際経済科																										
			定時制	三年以上	商業科																										

別表第2～別表第4 (略)

第1号様式～第22号様式 (略)

別表第2～別表第4 (略)

第1号様式～第22号様式 (略)

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

参照条文

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年法律第六十二号)

(学校等の管理)

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2・3 (略)